

国際司法裁判所における原告適格基準の変遷と その影響に関する若干の考察

—「訴追又は引渡し義務の問題に関する事件」判決から現在までの
一〇年間に照らして—

森 大 翔

序
一 (一) I C J における原告適格という概念の位置づけ
(二) I C J 規則第七九条について
(三) 原告適格について

二 (一) I C J において原告適格を取り巻く概念について
(二) 原告適格が争点となつた主要な事件
(三) 訴追又は引渡し義務事件より前の事件
(四) 訴追又は引渡し義務事件といふ転換点
(五) 訴追又は引渡し義務事件から現在までの一〇年間における事

三 件 原告適格基準の変遷からみるI C J のあるべき姿

序

国際司法裁判所（以下、ICJ）は、国際連合（以下、国連）に加盟するすべての国が当然に当事国となる国際司法裁判所規程に基づけられているため、主権国家間の争いを広範に裁定できる司法機関として、極めて重要な役割を担っている。国連加盟国は一九三か国に達しており、地球上におけるほとんどの国を網羅していることから、ICJの包括性や普遍性も自動的に導かれる。加えて、ICJ規程第三六条第一項では、ICJの管轄権が及ぶ事項の広さも示されており、かつてICJ所長を務めたRosalyn Higginsも「訴訟の当事国と主題に関して、ICJの活用に絶大なポテンシャル」⁽³⁾があると評価している。人類史上、ルールの基盤をここまで広く共有していることは初めてであり、このような人類の成果を後退させてはならない。そのためには、ICJが諸国から得ている広範な信頼や権威性を、維持ないしは強化させ続ける必要がある。

以上のような要請がICJに対してなされる中で、「諸国家の訴訟戦略が非常に巧みになり、ICJには前例にないほど多様な紛争が付託されている」という現状が指摘されており、このような訴訟戦略に対してもどのように応えるかで、先述した要請にICJが応えることができるかどうかが左右される。特に、多数国間条約の裁判条項などを活用した、被告との合意を得ない形による、事件の一方的付託という訴訟戦略が目立つようになっており、ICJにおける司法制度の濫用だと危惧する指摘もある。⁽⁶⁾ そして、事件の一方的付託によつて被告となつた国は、ICJの司法判断によつてその紛争を解決しようとする意思はそもそも持ち合わせていないことが多いと想定される。⁽⁷⁾ このことから被告となつた国は、ICJがその事件に対して管轄権を行使すること、ないしは原告の請求を受理可能とすることそのものに反対し、先決的抗弁を起こす事例が増加している。⁽⁸⁾

このように、ICJの利用に対する態度で諸国の見解が割れ、特定の紛争に対してICJが判断を下すことに反対する国がいる中、ICJは積極的な司法判断を行うようになつていると指摘されており⁽⁹⁾、そのような現状には疑義も呈されている。例えば、小田滋元ICJ判事は、先述した一方的提訴に対する先決的抗弁とICJの積極的な司法判断を念頭に「侵略、国家安全、軍事衝突、ジェノサイドなどの問題はICJにそぐわない、ICJに提起することそのことが本来相応しくはないのではないか」、そして「ICJ規程三六条二項あるいは一般条約の紛争解決義務の受諾のなかに、こうした侵略、ジェノサイド紛争までカヴァーするという意識がなかつた、あるいはないのでないか⁽¹⁰⁾」と論じ、ICJが司法判断を下すことのできる紛争の範囲について疑問を提起している。その上で、「むしろこれは国連憲章六章七章の問題としてのみ扱わるべきではなかつたのか」と論じ、ICJが扱うことのできる事件を限定的に捉えるべきだと主張している。

しかし、このような懸念を無視して、ICJが積極的な司法判断を下し続けるようになると、「ICJの司法制度の隙間をかいくぐること」を考える国が増え、ひいては民衆訴訟が提起される可能性が拡大すると指摘されている⁽¹¹⁾。そして、ICJにおいて民衆訴訟が認められる可能性が生じると、「長期的觀点から諸国家のICJ離れを起こすのではないか」と懸念されており、このような事態が起きると、先述したICJに対する要請に応え続けることはできず、それははじめに述べたICJが象徴する人類の成果を後退させることとも同義となる。

以上の問題意識を踏まえて、本論文では最終的に、ICJが諸国から得てゐる広範な信頼や権威性を維持ないしは強化させるためには、ICJにおける司法判断の基準がどのようにあるべきかを論じる。そのために、ICJにおける司法判断の基準がどのように変化してきたかを分析し、それがICJに対する広範な信頼や権威性にどのような影響を及ぼしてきたかを検証する。ただし、本論文では原告適格性の判断という司法判断における基準に絞つて検証する。これは、原告適格基準が、ICJにおける訴訟過程のハードルにおいて、①判決そのものに次いで、ICJが裁

量を行使できる権力的な司法判断の基準で、②先行研究においても大きな変化が指摘されている、訴訟過程のハードルにおける基準だからである。そして、その変化を検証する材料としては、先行研究の上でターニングポイントとして捉えられている「訴追又は引渡し義務の問題に関する事件」（以下、訴追又は引渡し義務事件⁽¹⁶⁾）を基準として、それ以降の一〇年間に積み重なった事件でなされた判断にも着目した判例分析を行う。なお、ここまで述べてきた問題意識に則り、本論文は、国際裁判所の中でもICJに限定して検証を進める。また、本論文における「現在」とは、二〇二三年三月一五日現在を指す。

なお、仮説としては、訴追又は引渡し義務事件以降の一〇年間も引き続き、原告適格基準は変化しており、この変化はICJが諸国から得て いる広範な信頼や権威性に直接的な影響を及ぼしていると考える。具体的には、ICJがより広範に原告適格を認め、民衆訴訟に近いものが可能となつてお り、その傾向は、訴追又は引渡し義務事件を機に加速したことが想定される。そして、このような変化の帰結として、ICJに対する諸国からの広範な信頼や権威性に否定的な影響が生じてお り、懸念されていたICJ離れを引き起こしていると考える。

最後に、具体的な内容に入る前に、本論文の構成を簡単に説明する。第一章では、原告適格という訴訟過程のハードルに用いられる概念が、どのような意味を持つて国際法学の上で捉えられているかを整理する。ここでは、先決的抗弁・受理可能性についての抗弁・原告適格という順序で広い概念から確認していく、最後に原告適格を取り巻く概念にもスポットライトを当てる。この第一章で明らかにした原告適格という概念を踏まえて、第二章では、その基準がICJにおける事件の中でどのように変化してきたかを分析する。先述したように、先行研究では訴追又は引渡し義務事件がターニングポイントだと言及されているため、まずはそれ以前の事件を概観し、続いて訴追又は引渡し義務事件そのものを確認する。そして最後に、訴追又は引渡し義務事件から現在までの一〇年間で積み重ねられた、比較的新しい四つの事件を参考にして、現在の原告適格基準を理解する。以上を踏まえて第三章では、それまでに分析した計

七つの事件から、ICJにおける原告適格基準の変遷をまとめ、それに伴つて生じた影響について、諸国のICJ利用における態度などから検討する。また、最終的にはICJの役割を確認し、そこからあるべき原告適格基準について提言する。

一 ICJにおける原告適格という概念の位置づけ

ICJの働きに期待を寄せて訴訟を提起しても、本案 (merits) 審理になかなか辿り着かないケースは往々にして存在する。⁽¹⁸⁾訴訟過程には様々なハードルがあり、原告適格性の判断もその一つである。本章では、ICJで本案について検討されるまでの訴訟過程にみられる様々なハードルを整理し、そこで用いられる概念がどのように使い分けされているか、ないしはどのような曖昧性が内在しているかについて明らかにする。これらの概念は多様化が指摘されており、「審理手続をむやみに複雑にしてしまっているのではないだろうか」と懸念されている。そのため、第二章以降で扱う概念に限らず、広い概念から丁寧に紐解いていくことで、このような懸念を少しでも和らげることを目指す。そして最終的には、原告適格性の判断とそれを取り巻く概念がどのような位置づけにあるのかを明らかにした上で、第二章以降の検討で用いるための定義づけを行う。

(一) ICJ規則第七九条について

1 先決的抗弁の三類型

請求がICJに付託されると、ICJは先決的問題 (preliminary questions)、つまり管轄権 (jurisdiction) および受理可能性 (admissibility) に関して判断することができる。そしてこれが、ICJによってなされない場合は、事件の

当事国によつて、申述書の提出後三箇月以内に、I C C J の管轄権もしくは請求の受理可能性についての抗弁 (objection by the respondent to the jurisdiction of the Court or to the admissibility of the application) または本案手続に進む前に決定する」とを求めるその他の抗弁 (other objection the decision upon which is requested before any further proceedings on the merits) を提出する」とがやむを得ない。⁽²³⁾ いのりむかへむ分かる通り、先決的抗弁 (preliminary objections) には①管轄権についての抗弁、②請求の受理可能性についての抗弁、③本案手続に進む前に決定する」とを求めるその他の抗弁と、⁽²⁴⁾ 三種類があり、それに先立つ先決的問題も概ね同様である。い)のように分類される先決的抗弁は、中島啓により「訴訟係属の有効性や事件の本案を審理する裁判所の権限に対して疑義を呈する当事国（被告に限らず、原告も含む）が提起する異議申立て」⁽²⁵⁾ と、杉原高嶺により「本案の決定を阻止するために当事国的一方が提起する、裁判所の権限を否認する防訴抗弁」⁽²⁶⁾ と定義づけられている。また、Hugh Thirlway は「請求の本案とは異なる特定の先決的問題を、最初に裁判所が審査し判断すべきだ」と主張されるもの」として論じている。⁽²⁷⁾ このような学説上の理解は、「I C C J が事件の本案について判断する権限を持つかどうか争うために提起されるもの」という、I C C J の自己認識と概ね相違はない。これらの説明から、先決的抗弁は、①本案の内容とは異なるという性質と、②本案より先んじて判断されるべきだという性質を持つことが分かる。

では、先述した各抗弁には、それぞれどのような違いがあるのだろうか。残念ながらこれらの抗弁は、概念上の区別が明確でないことが学説の上で指摘されている。また、I C C J もニカラグア事件管轄権・受理可能性判決の中で実際に、「い)のように分類されるかはやほど重要ではないようである」と述べており、先述した各抗弁が意味するところの違いは、一般的にはやほど意識されていない」とが分かる。

そのような中で、少しでもこれららの違いを説明しようとしているものに関しては、審理の段階における優先順位に着目しているものが目立つ。James Crawford は、「通常の場合、管轄権が認定された後でなければ、受理可能性の問

題は判断できないし、受理可能性の問題は、本案に併合するいとも正当化できるくらいには、事件の本案と密接に關係していると考えられる⁽³⁰⁾と論じている。また、Sir Gerald Fitzmauriceは、管轄権についての抗弁を「I C Jが、本案に関しても、請求の受理可能性に関しても、いかなる判断をも下すことができない」ということを訴えるもの⁽³¹⁾だと説明し、一方で請求の受理可能性についての抗弁を「最終的な本案以外の何らかの理由で、請求が認められるべきでないと判断すべきだという訴え」だと説明している。つまりこれらの主張から、審理における順序は〈管轄権の判断→受理可能性の判断→本案〉が一般的であることが分かる。

2 管轄権についての抗弁

第1項から、各抗弁が扱われる順序は分かったものの、どのような抗弁がどの類型にあたるかは不明なままで、指摘があつたように、先決的抗弁を分類する際に求められるような、各抗弁の違いを明瞭に説明する定義はないようである。そこでは、審理における先決性が他の抗弁よりも強い管轄権についての抗弁に関して、一般的になされている説明⁽³²⁾を確認する。

I C Jにおける管轄権のハードルは一般的に、事項的管轄 (ratione materiae)・人的管轄 (ratione personae)・時間的管轄 (ratione temporis)・場所的管轄 (ratione loci) の四類型で説明される。事項的管轄では、裁判所に付託される事件のうち、国際法に規定されるすべての事項に管轄権が及ぶことで知られている。人的管轄では、序章のはじめで述べたように、原則すべての国連加盟国が当然にI C J規程の当事者となるわけだが、同時に、当事者を国家に限定している⁽³³⁾。時間的管轄では、裁判への同意が効力を発生させた後に付託された事件かどうかを確認する。場所的管轄に関しては、独自のハードルは存在しないが、四類型すべてに影響しうるものとして、管轄権というハードルに含まれる要素が二通り存在する。第一に、強制管轄受諾宣言に基づいて事件が付託された場合、その宣言に何かしらの留保が付されていれば、いずれかについての管轄を制限しうる。第二に、裁判条約や裁判条項に基づいて事件が付託された

場合、問題とされる被告の行為／属性／行為がなされた時間／行為がなされた場所のどれかが、条約の解釈適用に關する範囲と一致しなければ、いずれかについての管轄を制限しうる。⁽³⁷⁾

（二）原告適格について

1 受理可能性についての抗弁

第一節では、先決的抗弁の各類型における違いが明確ではないことを踏まえた上で、先決性が高い管轄権についての抗弁には、どのようなハードルが含まれるのかを確認した。残る先決的抗弁として、受理可能性についての抗弁とその他の抗弁があるものの、後者に関しては、既に確認した管轄権についての抗弁と、次に確認する受理可能性についての抗弁との双方に当たるまではまらなかつたものとして理解することができるため、説明は割愛する。そのため、ここでは受理可能性についての抗弁について、一般的になされている説明を確認することで、I C Jにおける先決的抗弁の全体像を把握する。

I C Jにおける受理可能性についての抗弁は、Malcom N. Shawによる以下の説明からも分かるように、管轄権についての抗弁よりも定義づけが難しい。

管轄権に対する抗弁は、通常容易に定義づけることができる（そして、たまには単独で裁判上の取り扱いを受ける可能性もある）が、審理全体としてか抗弁としてかは関係なく、受理可能性に対する抗弁はそれに当たるまらない。

このような抗弁が、専ら先決的な性格を有していないうことが分かつた場合、その処理はかなり微妙な問題となる可能性がある。⁽³⁸⁾

この説明と、第一節で確認した各抗弁の違いに関する説明を勘案すると、受理可能性についての抗弁は、その先決性が問われるような本案に近い内容が含まれることもあることから、先決的抗弁の要件からはみ出る場合もあることから、定義づけが難しいとされる。

また、受理可能性についての抗弁は、管轄権についての抗弁と違つて類型立てられておらず、具体例が蓄積されていくにすぎないことも、その曖昧性の一因といえる。ここでは、複数の学者が挙げている具体例を参照することで、受理可能性についての抗弁に対するイメージをもつこととする。受理可能性についての抗弁における主要な例として、政治問題の法理にひつかからない法律的紛争⁽⁴¹⁾か・原告の法的利益ないしは訴えの利益が欠如せず原告適格が存在する⁽⁴²⁾か・第三国の権益が裁判の主題を成さないか⁽⁴³⁾・請求の形式や手続に重大な不備がないか⁽⁴⁴⁾、などが挙げられる⁽⁴⁵⁾。加えて、請求の根拠とする個別具体的な権利に対応する個別具体的な要件が求められる場合があり、これらの要件も受理可能性についての抗弁として扱われる場合がある。

以上が、受理可能性についての抗弁における曖昧性と、学説の上で概ね共通の認識として例示されている具体的なハードルである。ここから分かるように、原告適格性の判断が、受理可能性についての抗弁において生じうる一つのハードルであることにに関して、基本的に争いはない。本節では統いて、この原告適格という概念が法学上どのように捉えられてきたかを概観することで、以降の議論に備える。⁽⁴⁶⁾

2 国内法における原告適格という概念

原告適格という概念は元来、ラテン語における*locus standi*という考え方から来ており、裁判での運用においては、私法が支配的であった時代の英国における古典的な判決に由来する⁽⁴⁸⁾。そこでは、「『不利益を被つた者』とは、法的な不利益を被つた人、つまり、不当に何かを奪われたり、不当に何かを拒否されたり、不当に何かに対する権利に影響を与えるような決定が下された者でなければならない」⁽⁴⁹⁾として、原告適格を有するために求められる一定の要件がほ

のめがされた。この判決は、原告適格に関するリーディング・ケースとして、英國に留まらず世界的に、後の判例法に影響を及ぼしている。しかし、ここでは「不利益を被つた者」を説明しているにすぎず、その者が原告適格を有している者と過不足なく等しいとまで明示したわけではないため、原告適格基準は、その後の各国での判断に委ねられている。

例えば、日本の国内法では、民事訴訟法と行政法の文脈で、以下のように原告適格の概念が言及されることがある。民事訴訟法においては、「単に補助参加人としての関与を基礎づける程度の利害関係にとどまるものではなく、自ら当事者として訴訟追行をさせ、その者を名宛人として本案判決をするに足りるだけの、より直接的かつ重大な利害関係⁵⁰」の有無が、原告適格の有無における判断基準だと説明されている。一方の行政法においては、取消訴訟の文脈で、行政事件訴訟法第九条第一項⁵¹が「法律上の利益を有する者」に原告適格を限定していることで、原告適格の概念が言及される。そして、行政処分の相手方以外である第三者の原告適格に関しては、判例上は「法律上保護された利益」説、学説上は「裁判上保護に値する利益」説が通説とされている。⁵²これらの違いは、前者が権利侵害要件と権利保護要件を課しているのに対し、後者は権利侵害要件のみを課すため、法令による保護利益の明示がなくとも原告適格が認められるところにある。以上をはじめとする、国内法における原告適格という概念を踏まえて、国際法においても原告適格という概念が類推されるようになつたと考えられる。

3 国際法における原告適格という概念

国内法における原告適格の捉え方を踏まえると、権利の侵害およびその直接性や、主張される権利の法的根拠などが、原告適格という概念の本質にあつた。しかし、国際法における原告適格の説は、そこまで本質に踏み込んでいない。例えば、Christian Tamsは、原告適格という概念全般について、「法を適用させようとする国家が、申し立て行為の主題となる法的ルールと自国との間に十分な関連性を確立するための要件」だと説明しており、「十分な関連

性」がどのように担保されるかまでは言及していない。また河野真理子は、I C Jにおける原告適格の概念について、「国際法上の義務違反の結果として国際責任を問うために、国家が他国を I C Jに引っ張り出す能力があること」⁽⁵⁵⁾と説明し、「I C Jに引っ張り出す」ための要件までは明らかにしていない。以上のように、国際法における原告適格という概念に対しても、とても広義な捉え方がされているのは、原告適格基準が変動することも踏まえて各国際裁判所の判断を窺っている側面や、各国際裁判所における原告適格基準が異なること⁽⁵⁶⁾によって共通の定義が難しい側面などが推測される。

一方で、原告適格という概念に対するもう少し踏み込んだ説明として、Jean Salmonは、「国際裁判所に提訴する国は、訴訟の被告に対して、請求の目的について法的権利ないしは利益を有することも立証しなければならない」と説明し、法的権利ないしは利益という要件まで示している。⁽⁵⁷⁾また、国家責任条文は原告適格という用語を用いてはいるものの、「被害国として他国の責任を追及する権利を有する」⁽⁵⁸⁾条件を明示している。国家責任条文第四二条では、追及する対象の義務違反が、「当該国に特別に影響を及ぼすものである場合」と「その義務の履行の継続について他の全ての国の立場を根本的に変更する性格のものである場合」⁽⁵⁹⁾に、その資格が認められると明記されている。また、国家責任条文第四八条第一項では、責任を追及する根拠となる義務が「被害国を含む国の集団に対するものであり、かつ当該集団の集団的利益の保護のために設けられたものである場合」や「違反の対象となつた義務が、国際共同体全体に対するものである場合」には、「被害国以外のいかなる国」にも「他国の責任を追及する権利」が与えられると明記されている。⁽⁶⁰⁾ただし、国家責任条文に法的拘束力はなく、国連国際法委員会が国際法を法典化した結果ではあるものの、そこに諸国の同意までは付随していないこともまた、周知の事実である。

以上を踏まえて、本論文では原告適格という概念を用いる際は、それが「国際法違反に伴う責任を問うために、原告となる国が、自国と主題となる国際法規との間に十分な関連性をもつた上で、被告となる国を訴える資格」である

と理解する。また、この「十分な関連性」の認定基準は各国際裁判所間で異なるが、概ね「法的権利ないしは利益」を指すと捉え、その権利や利益が直接的な被害に対しても主張されるものでなくとも、主題となる国際法規が集団や国際社会全体に対する利益保護を想定している場合は、特定の一か国より広く原告適格が認められるとする考え方があることも考慮しておく。以上の定義などを踏まえて、第三節では、原告適格という概念に関する論じる際に理解が必要となるよう、隣接する概念を概観する。

（三）原告適格を取り巻く概念について

1 民衆訴訟という概念

第二節で確認した原告適格という概念は、付託合意に基づく国際裁判でも普遍的に用いられる概念だが、そのように両当事国がI C Jでの紛争解決を望んでいる場合にはわざわざ使用しないのもまた事実である。原告適格という概念が持ち出されるのはもっぱら、被告がI C Jでの紛争解決を望んでいないことから、原告適格の欠如に伴つて民衆訴訟 (*actio popularis*) になる恐れがあるといふ抗弁を行う場合である。

この民衆訴訟という概念について、I C Jは「共通利益を保護するために、共同体のあらゆる構成員に内在する、法的措置を取ることのできる権利が認められるべきだ」という訴え⁽⁶²⁾だと説明している。また、学説の上で Jean Salmon は、「共通利益を守るため、すべての法主体に認められた法的措置」⁽⁶³⁾だとして、石塚智佐は、「何らかのI C Jの管轄権の基礎があることを前提として、直接の被害を受けていない国にも共通利益に基づき原告適格が認められる」として、民衆訴訟について説明している。これらの説明から民衆訴訟に関する広く共有された理解として、
 ①守るべき利益の共通性と、②原告適格が認められる広範性という二つの要素があることが窺える。
 しかし、第二節で確認したように、原告となる国が直接的な被害に対して権利や利益を主張しているわけではなく

とも原告適格が認められるケースも想定されることとなり、民衆訴訟が認められるケースも現実に存在することとなってしまう。ただ、国際法学上の理解では、民衆訴訟は一般的に認められていない⁽⁶⁵⁾。そこで、民衆訴訟に関して、より厳格な定義づけが求められる。ここでは、玉田大が客観訴訟の中にある一類型として民衆訴訟を説明していることから⁽⁶⁶⁾、国際的な訴訟は、主観訴訟・民衆訴訟にあたる客観訴訟の三類型に分けることとする。なお、この主観訴訟は「訴訟当事国の私的・利益の保護（権利侵害の回復）を目的とする」訴訟であり、客観訴訟はそのような主観訴訟にあたらない訴訟と説明できる。そのため、民衆訴訟にあたる客観訴訟のみが、自動的に原告適格を欠く訴訟だと理解し、民衆訴訟にあたらない客観訴訟を、第二節で確認したような原告となる国が、直接的な被害に対し権利や利益を主張しているわけではなくとも原告適格が認められる際の訴訟として理解することができる。

2 共通利益と対世的義務という概念

第1項では、民衆訴訟という概念についてみたが、そのすべての定義に用いられていた共通利益（public interest / community interest）という概念について、最後に確認する。Samantha Bessonは、この概念の不明瞭さに言及しつつも、①利益である点、②共通している点、③共同体に属している点を含意した概念だと論じている。⁽⁶⁷⁾また兼原敦子は、共通利益を「個別的な権利や利益の得失に関わらない法的・利益を国家が享受しており、かかる利益の回復・実現の場面で、法的な保護が担保されると想定できる場合」の権利として定義づけている。⁽⁷⁰⁾ここで、重要なのは共通という性質の対概念として個別があるということだ。⁽⁷¹⁾これはつまり、個別の国家より多くの主体が享受する利益は何らかの共通利益となりうるということである。

加えて大谷良雄は、共通利益を「国家に共通の利益」と「人類に共通の利益」に分けて説明している。⁽⁷²⁾今回は、国家のみを訴訟当事者とするICOJに関して扱われる共通利益をみていくため、「国家に共通の利益」のみ確認する。

このような国家における共通利益は、すべての国家にとっての共通利益と、すべての条約締約国にとっての共通利益に分類することができるだろう。それを踏まえると、すべての国家にとっての共通利益は対世的義務 (obligations *erga omnes*)⁽⁷⁴⁾ によって保護され、すべての条約締約国にとっての共通利益は締約国間対世的義務 (obligations *erga omnes partes*)⁽⁷⁵⁾ によって保護されると理解することができる。

二　ＩＣＪにおいて原告適格が争点となつた主要な事件

第一章では、先決的抗弁の類型を確認した上で、そのうち受理可能性についての抗弁にあたる原告適格性の判断を定義づけ、その原告適格という概念を取り巻くその他の概念についても概観した。本章では、ＩＣＪの事件において、これらの概念がどのように表出し、各事件で原告適格基準がどうであつたのかを個別に確認する。なお、先行研究を通して、訴追又は引渡義務事件がターニングポイントであることは判明しているため、その事件を基準とする。つまり、第一節ではそのターニングポイント以前の南西アフリカ事件⁽⁷⁶⁾とバルセロナ・トラクション事件⁽⁷⁷⁾、第二節ではそのターニングポイント⁽⁷⁸⁾以前の南西アフリカ事件⁽⁷⁹⁾、そして第三節ではそのターニングポイント以後の南極海捕鯨事件⁽⁸⁰⁾・核軍縮交渉義務事件⁽⁸¹⁾・ロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件⁽⁸²⁾・ジエノサイドの主張事件⁽⁸³⁾をみていく。

(一) 訴追又は引渡義務事件より前の事件

1　南西アフリカ事件

一九六六年に第二段階判決が出た南西アフリカ事件は、エチオピアとリベリアが旧国際連盟加盟国としての立場で、南西アフリカ領内における南アフリカの委任状第七条およびＩＣＪ規程第三七条⁽⁸⁴⁾を管轄権の根拠として、同委任状

第二条・第六条および国際連盟規約第二二⁽⁸⁶⁾条違反について南アフリカを訴えた事件である。⁽⁸⁷⁾これは、国際連合体制に移つて委任状が失効しつつも、南アフリカはそれに応えず、南西アフリカでの統治を継続しながらアパルトヘイト政策を執っていたことに対する訴訟である。⁽⁸⁸⁾つまり、この南アフリカの委任状第二条・同第六条・国際連盟規約第二二条違反による個別的な利益侵害を、エチオピアとリベリアは被つておらず、もちろん直接の被害もない。そして結果としては、エチオピアとリベリアの原告適格が否定されて、エチオピアとリベリアは敗訴した。⁽⁸⁹⁾

以上のような南西アフリカ事件は、原告適格の文脈にて、民衆訴訟を明確に否定した判決として知られている。⁽⁹⁰⁾また、原告の旧国際連盟加盟国は、「個別の国家としては、また国際連盟における組織的活動への参加とは無関係に、その構成要素として、自らの名で、ましてや国際連盟を代表する権限を持つ代理人として、神聖な信託を守る権利を主張し、多様な委任に関する個別の管理者として請求を立てる権利を有してはいなかつた」という限界線があると示され、このような権利は国際連盟によって行使されうる国際機関としての権利だと言い渡された。このように原告適格が否定された理由は、国際連盟規約の条約規定にあることが以下から読み取れる。

国際連盟規約第二条は、「本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ、聯盟總会及聯盟理事会並附屬ノ常設聯盟事務局ニ依リテ之ヲ為スヘキモノトス」と規定している。国際連盟全体の行動がこのようく規定されているのであれば、当然のことながら、個別の加盟国は、国際連盟規約の何らかの条項で特別に規定されていない限り、国際連盟の事項に關してそれぞれが異なる行動をとることはできない。⁽⁹¹⁾

以上のような説明から、この判決は「条約構造の解釈から結論を導いて（中略）多数意見が、集団的手続が基盤をなす制度として連盟制度を捉えた」ところに、原告適格が否定された真意が隠れている。これは言い換えれば、「主題

となる国際法規」が想定していない共通利益を形成することは認められないということであり、一概に個別的利益を主張していない原告の適格性を、I C J が否定する姿勢を示したわけではないと考えることができる。

2 バルセロナ・トラクション事件

統いて、一九七〇年に第二段階判決が出た、バルセロナ・トラクション事件をみていく。本件は、バルセロナ・トラクションという法人の株主であるベルギー国籍の私人が、スペインの行為によつて損害を被つたことがきっかけの事件⁽⁹³⁾で、原告がベルギー・被告がスペインであることから、客観訴訟をめぐつて原告適格性が争点になつてゐるわけではなく、共通利益に基づくような事件ではない⁽⁹⁴⁾。

しかし、本件は「すべての国がその保護によつて法的利益を持つことができるものこそが対世的義務である」という形で、I C J が初めて対世的義務という概念に言及したため、ここで参考しておくべき判決となつてゐる。⁽⁹⁵⁾これは、本件の主題が外交的保護権にあり、そのような二国間ににおける権利義務関係の対概念として、対世的義務があることを示し、国際義務を類型立てた文脈にあたる。しかし、同事件において対世的義務の具体例として挙げられた人権を念頭に、「普遍的なレベルにおいて、人権を具体化する文書は、そのような権利が侵害された犠牲者を、その国籍に關係なく保護する能力までは国家に付与していない」とも述べられており、対世的義務という概念に言及した代わりに、釘を刺しているような流れがみてとれる。ここから、人権分野に限つて言えば、共通利益を基にした訴訟でも、条約上または慣習国際法上特に認められていないかぎり、権利侵害を受けた犠牲者の国籍における関係性は求められることが分かる。

(二) 訴追又は引渡義務事件という転換点

1 訴追又は引渡義務事件の概要

第一節でみてきたIJCJにおける事件から、共通利益に基づいて原告適格を認定することにIJCJが消極的であるというイメージがついたと、先行研究では触れられている。そのようなIJCJの姿勢が変化したと考えられている事件としての訴追又は引渡義務事件は、「対世的義務に依拠した客観訴訟を認容したリーディング・ケース」⁽⁹⁸⁾であり、⁽⁹⁹⁾締約国間対世的義務に初めて言及した判決だと評価されている。⁽¹⁰⁰⁾また、「バルセロナ・トラクション事件判決（中略）以後、条約上の共通利益侵害訴訟を扱った最初の例」⁽¹⁰¹⁾としても注目されている。本節では、そのターニングポイントと評価される所以をみていく。

二〇一二年に判決が出た訴追又は引渡義務事件は、拷問禁止条約第三〇条第一項と強制管轄受諾宣言を管轄権の根拠に、元チャド共和国大統領Hissène Habréに関する拷問の罪について、拷問禁止条約第五条第二項・同第六条第二項・同第七条第一項・慣習国際法に基づく訴追又は引渡義務の違反を、ベルギーがセネガルに対して訴えた事件である⁽¹⁰²⁾。つまり、本件においてベルギーは個別的利益を主張しているわけではなく、セネガルから拷問に関する何らかの直接的な被害を被つたわけでもないことが分かる。

本件におけるベルギーの原告適格に関して、IJCJはまず、「他の締約国による拷問禁止条約の義務違反を停止させることについて、IJCJに訴訟を提起する権利を有する国は、拷問禁止条約の締約国であることで十分なのか」という問題設定をし、条約の締約国以上の条件が本件の原告適格基準に含まれているかを検討しようとしている。その上で、拷問禁止条約における締約国が享受する共通利益について、「拷問禁止条約の締約国は、その共通の価値観にかんがみ、拷問行為が防止され、かつ、拷問行為が行われた場合にはその行為者が免責されないことを確保するため

に、共通利益を有している⁽¹⁶⁾と肯定的に述べ、その共通利益に基づく権利義務関係に関して、以下のように広範な認定をしている。

他のすべての締約国は、犯罪者とされる者が領域内に存在する国によって、これらの義務が遵守されることに関する共通利益を有する。この共通利益は、問題の義務がすべての締約国によって、他のすべての締約国に対して負わされることを想定している⁽¹⁶⁾。

このようにして、個別的利益を主張していないベルギーは、自国と「主題となる国際法規」である拷問禁止条約との「十分な関連性」をICJに認められ、原告適格が認定された。結果的にベルギーは、客観訴訟において勝訴したといえる。

2 訴追又は引渡し義務事件の評価

なお、拷問禁止条約上の権利義務を上記のように説明した理由として、拷問禁止条約の特徴と締約国が原告適格を認定される可能性について、ICJは論じている。

拷問禁止条約の下での関連する義務の遵守についての共通利益は、各締約国が他の締約国による違反の疑いを停止することに関して、請求を行う権利を有することを想定している。もしそのために特別な利益が必要とされるのであれば、多くの場合、どの国もそのような主張をする立場にはないであろう⁽¹⁷⁾。

ここでのICJの文言から、南西アフリカ事件と同様に、「主題となる国際法規」が共通利益の主張を想定している

かどうかを、検討していることが分かる。一方で、ここでの I C J の立論が「実証的根拠に支えられたもの」というよりは、むしろ実際的な必要性に依拠している⁽¹⁰⁸⁾ことも理解できる。このような必要性への依拠については第三章第二节で論じる。

なお、本判決には、「条約は第一七一一二二条に、拷問禁止委員会の設置および、同委員会に対する国家報告手続や国家通報手続、個人通報手続を定めていたが、原告適格性判断に際して裁判所はこれらに一切触れなかつた」⁽¹⁰⁹⁾という指摘があり、その良し悪しは別として、南西アフリカ事件の際、国際連盟における事務局や理事会の働きを優先した時⁽¹¹⁰⁾と比べて大きな違いと言える。むしろ、この判決では「原告適格性判断において、共通利益性の確認を目的とした条文前文の参照以上には条約解釈を行っていない」と指摘されている。加えて、この共通利益性の確認に対しても、以下のようない批判もある。

同じ条約に含まれる義務であつても性質が異なり得ることから、ある義務が当事国間対世的義務であるかどうかについては、個別具体的な検討が必要ということである。その意味で、I C J が、請求の受理可能性について拷問禁止条約の第六条二と第七条一を区別することなく検討し、前文に示された条約の趣旨・目的のみを手がかりとしていざれも当事国間対世的義務であるとし、ベルギーは——条約当事国であるというだけで——別の当事国（セネガル）によるそれらの義務違反の責任を追及することができる（ベルギーの請求は受理可能である）と判断したことは、その結論の是非はともかくとして、分析が雑であるという印象を免れない⁽¹¹¹⁾。

このように、本件における原告適格の認定基準がかなり粗いと指摘されていることも、踏まえておかなければならぬ。なお、先述した批判で挙げられていた、個別具体的な条文における共通利益性とその判断については、第三章第

二節で論じる。

(三) 訴追又は引渡し義務事件から現在までの一〇年間における事件

1 南極海捕鯨事件

訴追又は引渡し義務事件以降の事件としては、第一に、二〇一四年に判決がでた南極海捕鯨事件を見る。本件は、両国の強制管轄受諾宣言に管轄権の根拠を求め、日本の捕鯨計画に対する特別許可書の発給などが、国際捕鯨取締条約⁽¹¹³⁾第八条と同条約附表第七項・第一〇項・第三〇項違反だとして、オーストラリアが訴えた事件である。なお、この判決において、オーストラリアは個別的利益の侵害を主張してはおらず、日本もオーストラリアの原告適格性について争っていない⁽¹¹⁵⁾。そして、ICJは「オーストラリアの条約締約国としての地位に基づく原告適格性について、条約制度の考慮は必要ない⁽¹¹⁶⁾」という判断をし、「利益の法的性格を検討せず明確な論理のないまま原告適格を認めた」⁽¹¹⁷⁾と理解されている。

このように、原告適格基準のハードルがほとんど存在しないように全当事者が動いた本事件は、「多数国間条約の義務違反に関して選択条項受諾宣言に基づき管轄権を認めたこと⁽¹¹⁸⁾」と「訴追又は引渡しの義務事件とは異なり（中略）義務履行に全締約国が共有した価値に基づき共通利益を有していることを特に明言せずに認定している⁽¹¹⁹⁾」という二点に独自性があると評価されている。

2 核軍縮交渉義務事件

第二に、二〇一六年に判決がでた核軍縮交渉義務事件をみる。本件は、両国の強制管轄受諾宣言に管轄権の根拠を求める、インド・パキスタン・英國の慣習国際法上の核軍縮に関する誠実交渉義務違反と、英國の核不拡散条約（NPT）第六条における同様の義務違反について、マーシャル諸島が訴えた事件である。加えて、米国・フランス・中

国・ロシア・イスラエル・北朝鮮も訴えられたが、これらの国々は強制管轄受諾宣言を付していなかつたため、裁判には至っていない。⁽¹²²⁾ 本件は、確かに共通利益に基づいた訴訟ではあり、かつ原告適格に関するの言及もされているものの、⁽¹²³⁾ 残念ながら紛争の不存在を理由に請求が却下されたため、客観訴訟をめぐる原告適格性の判断に関するI.C.Jの姿勢を窺うことはできない。

しかし、本件はここまでみてきた事件と違つて、インド・パキスタンに対し訴えた際には、慣習国際法上の義務違反のみに依拠し、「主題となる国際法規」は明文のものではない。⁽¹²⁴⁾ 本論文では、サンプルとなる事件の多様性に鑑み、この特異性にも着目したいため、以降で核軍縮交渉義務事件と呼称するものは、インド・パキスタンを相手取つた訴訟のことを指すこととする。

3 ロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件

第三に、現在係争中ではあるものの、二〇一二年に先決的抗弁判決が出たロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件をみる。本件は、ジエノサイド条約⁽¹²⁵⁾ 第九条と強制管轄受諾宣言に管轄権を求めて、ロヒンギヤ族に対するミャンマーによるジエノサイド行為についてジエノサイド条約第一条および第三条から第六条における義務違反をガンビアが訴えた事件である。⁽¹²⁶⁾ 本件においてガンビアは、個別的な利益は主張しておらず、直接の被害も受けていないため、共通利益に基づいて訴訟を提起している。本論文執筆中の現在は、ミャンマーによってなされたガンビアの原告適格に関する第二の先決的抗弁が却下され、本件が受理可能とされた段階である。⁽¹²⁷⁾ つまり本件は、訴追又は引渡義務事件以下のI.C.Jにおける事件で、共通利益に基づく原告適格に関して、明確に争われつつ、実際に受理可能とされた初めての事件である。そのため、以下にて、ここまで

ミャンマーによる第二の先決的抗弁において、ガンビアの原告適格を否定する論理が展開されたわけだが、その理由づけは以下の六点によつてされている。⁽¹²⁸⁾ 第一にミャンマーは、原告適格が「被害国 (injured States)」であり、国際

違法行為によつて「特別な影響を受ける (specially affected)」国である場合のみに認められると論じ、ガンビアはそれに当てはまらないと主張している。前者に関しては、本件においてガンビアに関する個別の法的利益が証明されていないことを根拠としている。そして後者に関しては、訴追又は引渡義務事件において引渡しを要求しているベルギーには認められるものの、本件はそれと異なつてゐると説明している。第二に、ジェノサイド条約第六条は、属地的管轄権の行使義務のみを規定し、ジェノサイドの疑いがある行為がされた領域以外の締約国によるいかなる形の管轄権行使も想定していないと主張している。この立場に関しても、訴追又は引渡義務事件における拷問禁止条約は普遍的管轄権の行使を想定しており、本件とは区別されるべきだと加えている。第三に、ジェノサイド条約第九条はすべての締約国を対象にしてゐるわけではないと主張している。これは、「紛争 (disputes)」の前に「いかなる (any)」や「すべての (all)」とこう文言を含まない構造をしてゐることからの立論である。第四に、ジェノサイド条約の起草過程がミャンマーの主張を裏付けると主張している。まず、第九条の範囲に関するコンセンサスが存在しなかつたことを挙げてゐる。また、同条文において「いざれかの締約国による要請によつて (at the request of any of the High Contracting Parties)」の代わりに「いざれかの紛争当事国である締約国の要請によつて (at the request of any of the parties to the dispute)」が採択されたことから、原告適格を「特別な影響を受ける」国に限定する意図があることを示唆していると指摘してゐる。第五に、国家責任条文第四四条⁽¹³⁰⁾ (a) に従う必要があるため、ガンビア国籍のないロヒンギヤ族のためにガンビアがミャンマーに対する原告適格を有することは認められないと主張している。第六に、本件の原告として「最も自然な国 (the most natural State)」はバングラデシュであると主張している。これは、バングラデシュがミャンマーと国境を接してい、ジェノサイドの犠牲者とされている人々の相当数を引き受けているからである。また、バングラデシュはジェノサイド条約第九条に留保を付してゐるが、それはガンビアをはじめとする「非被害 (non-injured)」国による訴訟の提起を禁じることも含意してゐると説明している。その理由として、「特別な

影響を受ける」国が、自国の利益に最もかなう手段で救済を求める方法を決定する権利は妨げることができず、それが妨げられた場合は、紛争の拡散を招くからだと論じている。⁽¹³⁾

以上のミャンマーによる第二の先決的抗弁に対し、ガンビアは、それぞれに対応させて反論している。第一にガンビアは、ジエノサイド条約におけるすべての締約国が締約国間対世的義務に基づいて共通利益を有し、いかなる締約国も他の締約国についての責任を追及する権利を有していると主張している。加えて、ジエノサイド条約第九条の下での原告適格は、「被害国」にも「特別な影響を受ける」国にも限定されないと説明している。第二に、訴追又は引渡義務事件における拷問禁止条約の普遍的管轄権は、本件におけるガンビアの原告適格とは関係がないと主張している。第三に、ジエノサイド条約第九条における、「紛争 (disputes)」という文言は、裁判所の管轄権を制限するとは理解されないと主張している。第四に、ジエノサイド条約の起草過程において、「いずれかの紛争当事国である締約国の要請によって」が採択されたことは、編集上のものにすぎないと主張している。第五に、国家責任条文第四四条(a)の適用が、条約の趣旨および目的に反する本事例のような場合は、条約を「死文化 (dead letter)」させてしまふため、適用不能であると主張している。これは、国籍を奪われた個人にジエノサイドが向けられる可能性が高いからだと説明している。第六に、条約に基づく二国間紛争におけるIJCの管轄権は、第三国との同意ではなく、二国による同意にのみ依存すると主張している。

このような両当事国の主張に対して、IJCは以下のように回答した。⁽¹²⁾ 一点目についてIJCは、ジエノサイド条約におけるすべての締約国は共通利益を有し、条約上の義務を他の全締約国に対し負っていると述べた。加えて、「もし、そのために特別な利害関係が必要であれば、多くの場合、どの国も訴訟を提起する立場にはなれない」という形で、特別な利害関係がなくても原告適格が認められる必要性について主張した。そして、二点目については具体的な言及をしなかった。三点目については、ジエノサイド条約上の表現がIJCにおける受理可能性について追加的

な条件を加えないと述べた。四点目については、「いざれかの紛争当事国である締約国の要請によつて」というジエノサイド条約第九条の表現は、原告適格を特定の国家に限定しないと論じた。五点目については、外交的保護権とは別個のものであると説明した上で、被害者が自国民であるかは関係がないと述べた。六点目については、バンガラデシュにおける事実が、他の全締約国がジエノサイド条約下での締約国間対世的義務に基づく共通利益を主張する権利に影響を与えるものではないと説明した。以上が、ロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件の先決的抗弁判決における、原告適格に関する判断の全体像である。

特に本論文の分析で重要といえるのは、一点目と五点目である。本件においてICJは、「主題となる国際法規」であるジエノサイド条約が、共通利益を想定しているということには言及しつつも、各条項の個別具体的な検討はしておらず、必要性への依拠も再びみられた。また、権利侵害を受けた犠牲者の国籍は、原告適格性の判断に不要だとしたことにも着目したい。

4 ジエノサイドの主張事件

最後に、こちらも現在係争中ではあるものの、二〇一二年に仮保全措置命令が出たジエノサイドの主張事件をみる。本件は、ウクライナにおいてジエノサイドが行われているという虚偽の主張を基に、ロシアがウクライナ領内で特別軍事作戦を行つていているとして、ウクライナがジエノサイド条約第九条に管轄権の根拠を求めて、ロシアのジエノサイド条約全体の濫用を訴えている事件である。¹³⁴⁾ 本件は、個別的な利益を主張しているため、共通利益に基づく原告適格性の判断に関する事件ではないが、原告適格における「主題となる国際法規」との「十分な関連性」に関して争われているため、本論文で取り上げる。現在は、先決的抗弁判決を待つている状態ではあるが、仮保全措置命令段階においても一応の（*prima facie*）管轄権と、訴訟の手段を成す権利が存在する見込み（*plausibility*）がなければならないため¹³⁵⁾、ある程度は共通利益に基づく原告適格性の判断に関するICJの姿勢を窺うことができる。ただし、この仮保全

措置命令によつて、I C Jにおける本件の受理可能性を終局的かつ全面的に肯定しきつたわけではないことも、I C Jは添えている。⁽¹³⁵⁾

I C Jとしては、ジエノサイド条約第九条という裁判条項について、ウクライナが行使することを可能とするのは、紛争当事国による声明において十分明確な方法でジエノサイド条約の主題が言及されている必要があり、この基準に関して仮保全措置命令を出すには十分とI C Jは判断し、一応の管轄権を認定した。⁽¹³⁷⁾また、ジエノサイドを防止および処罰する義務を履行するために特別軍事作戦という武力行使は、執ることのできる措置かどうかという問題については、ジエノサイド条約の規定についての解釈および適用の問題に該当する内容であるとも判断した。⁽¹³⁸⁾

以上のことから、本件の「主題となる国際法規」にジエノサイド条約が含まれるところまでは、I C Jが認めたということが分かり、ジエノサイド条約が共通利益性をもつかどうかについては後の判断に持ち越されている。ただし、ジエノサイド条約の性質に関する検討は、前述のロビンギヤ族ジエノサイド条約適用事件である程度なされており、全く異なる判断をしなければ、本件における原告適格についての大きなハードルは一旦越えたと理解できる。

三 原告適格基準の変遷からみるI C Jのあるべき姿

第二章では、I C Jの事件において、民衆訴訟にあたらぬ客観訴訟を中心概観し、共通利益に基づく原告適格性の判断がどうなされてきたかを確認した。これまでのI C Jにおける原告適格基準に関しては、「他国がとつた措置によって国家が法的に影響を受けなければならず、これは原則として、関係する主観的権利を国家が主張することができなければならない」ということを意味している」と指摘されており、本来は客観訴訟に馴染まないと指摘されたいた。しかし、第二章からも推察できるように、民事訴訟にあたらぬ客観訴訟であれば、原告適格が認められるよ

うになり、訴訟過程におけるハードルが下がりつつある。

本章では、ここまで確認してきたIJCの判断を踏まえて、IJCにおける原告適格基準の変遷をまとめ、それがどのような影響を及ぼしたのかを分析し、最後はIJCが担う役割と、あるべき原告適格基準について考察する。

(一) IJCにおける原告適格基準

1 IJCにおける原告適格基準の変遷

第一章で概観した計七事件を踏まえると、IJCにおける原告適格基準にかかわる要素と、それらに対する判断はこの表⁽¹⁰⁾1のようにまとめることができる。本項では、この表¹を基にして、IJCにおける原告適格基準の変遷を概観する。

IJCにおいて、個別的な利益が主張されたわけではなく、共通利益に基づく原告適格が争点となつた伝統的な事件として南西アフリカ事件を概観した。本件ではIJCにおける民衆訴訟を明確に否定した上、「主題となる国際法規」が共通利益を認めていないとIJCが判断し、エチオピアとリベリアの原告適格が却下された。続くバルセロナ・トラクション事件では、対世的義務という概念が確立したが、人権に関する国際法規は、権利侵害を受けた犠牲者の国籍に関係なく原告適格を認めるわけではないとも言及された。

そして、先行研究においてターニングポイントとされている訴追又は引渡義務事件では、締約国間対世的義務という概念が確立した上、「主題となる国際法規」が共通利益を認めているとして、ベルギーの原告適格が認められた。このように考えると、確かに事件の結果としては、原告適格が認められなかつた南西アフリカ事件と、原告適格が認められた訴追又は引渡義務事件で、変化がみられたと考えられるかもしれない。しかし、両判決とも「主題となる国際法規」が共通利益を認めているかを検討しているため、民衆訴訟にあたらない客觀訴訟に対するIJCの姿勢が変

表1

	管轄権の根拠	原告によって主張された主張とされる国際法規	主張する共通利益	主張となる国際法規が共通利益を認めているか	直接の被害	ICJが判断した原告適格の有無	補足
南西アフリカ (1966年)	委任状第7条 ICJ規程第37条	委任状第2条 同第6条 国際連盟規約第22条	旧国際連盟加盟国としての共通利益	×	×	×	・民衆訴訟の否定 ・主題となる国際法規が共通利益を認めていない
バルセロナ・トラクション (1970年)			客觀訴訟をめぐって原告適格性が争点になっているわけではなく、共通利益に基づくような事件ではないので割愛				・対世的義務 ・被権利侵害者の国籍考慮
訴追又は引渡し義務 (2012年)	拷問禁止条約 第30条第1項 強制管轄受諾宣言	拷問禁止条約 第5条第2項 同第6条第2項 同第7条第1項 慣習国際法	拷問禁止条約締約国としての共通利益	○	×	○	・締約国間対世的義務 ・個別具体的な条項の検討なし ・必要性に依拠
南極海捕鯨 (2014年)	強制管轄受諾宣言	国際捕鯨取締条約 第8条 同附表第7項 同附表第10項 同附表第30項	国際捕鯨取締条約 締約国としての共通利益	△	△	○	・被告から原告適格の争いなし ・共通利益性の検討なし ・個別具体的な条項の検討なし
核軍縮交渉義務 (2016年)		原告適格の有無を争う前に、紛争の不存在で管轄権が否定されたため割愛					・慣習国際法のみが主題となる国際法規で明文のものがない
ロヒンギャ族 ジェノサイド条約適用 (2022年)	ジェノサイド条約 第9条 強制管轄受諾宣言	ジェノサイド条約 第1条 としての共通利益	ジェノサイド条約 締約国 としての共通利益	○	×	一応 ○	・被権利侵害者の国籍考慮なし ・個別具体的な条項の検討なし ・必要性に依拠
ジェノサイドの主張 (2022年)	ジェノサイド条約 第9条 全体	ジェノサイド条約 締約国 としての共通利益	○	○	一応 ○		・請求の根柢となる国際法規と主題となる国際法規との関連性に疑義 ・個別具体的な条項の検討なし
※仮保全措置命令段階							

化したとは言えないのではないだろうか。以上のことから、先行研究が訴追又は引渡義務事件をターニングポイントとする所以には同意できない部分があると考えられる。ただし、確かに原告適格基準が緩やかになつた部分も見受けられる。それは、①「主題となる国際法規」全体の検討以上に個別具体的な条項に関する検討をしなくなつた点と、②原告適格を認める必要性に依拠するようになつた点である。前者はその後、南極海捕鯨事件・ロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件・ジエノサイドの主張事件でも統いてみられた、ICJの判断における特徴である。また後者も、ロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件で再びみられた、ICJの判断における特徴である。以上のことから、先行研究とは別の理由によって、訴追又は引渡義務事件を本論文でもターニングポイントとして理解する。

このような訴追又は引渡義務事件以降、南極海捕鯨事件の判決では、「訴追又は引渡しの義務事件とは異なり、利益の法的性格を検討せず明確な論理のないまま原告適格を認めた」と指摘されている。しかし、このように「主題となる国際法規」の共通利益性について検討しなかつた、ないしはそもそも両国が争わなかつた事件は、南極海捕鯨事件のみであり、その後に続く変化とはいえない。また、続く核軍縮交渉義務事件では、慣習国際法上の義務違反を訴えたため、明文の「主題となる国際法規」が存在しない点で特異ではあるものの、異なる理由で請求が却下されたため、そのような訴訟に対するICJの姿勢を窺うことはできなかつた。

そして最後に、現在係争中の事件としてロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件とジエノサイドの主張事件を概観した。まずロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件は、訴追又は引渡義務事件以降のICJにおける事件で、共通利益に基づく原告適格に関して、明確に争われつつ、先決的抗弁判決の段階ではあるものの、実際に受理可能とされた初めての事件である。かつ、先述したように、訴追又は引渡義務事件で原告適格基準が緩やかになつた二点も継承されている。これらのことから、訴追又は引渡義務事件におけるICJの姿勢が一時的でないことが分かつた。一方で、バルセロナ・トラクション事件ではハードルとなつていた、権利侵害を受けた犠牲者の国籍が関係なくなつたという

点では、ICJの更なる変化がみてとれる。しかし、この変化が本案判決でも継承されるか、そして一時的なものでないかという点はまだ不明である。続いてジエノサイドの主張事件は、個別的な利益を主張しているため、共通利益に基づく原告適格性の判断に関する事件ではないが、そもそも請求の根拠となつてている国際法規が、その事件における「主題となる国際法規」かどうかという新たな論点を残した。実際に、原告のウクライナによる請求は「いささかトリックキーな立論」^{〔12〕}として評価されており、まだ仮保全措置命令段階でもあることから、この論点に対するICJの姿勢も、本案判決でも継承されるか、そして一時的なものでないかという点はまだ不明である。

以上をまとめると、ICJにおける訴訟では、訴追又は引渡し義務事件以降、個別的な利益ではなく共通利益に基づいて原告適格が認められるようになっているため、民衆訴訟にあたらない客観訴訟は、許容されるようになっている。しかし、自国と「主題となる国際法規」との間の関連性は常に確認されているため、民衆訴訟にあたる客観訴訟は認められていないことが分かる。そして現状、個別具体的な条項がどうであれ、「主題となる国際法規」が全体的に共通利益を想定していれば、この関連性が認められるようになっている。その上で、原告適格を認定する必要性も認められれば、より原告適格が認めやすくなっている。合わせて、ロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件以降は、権利侵害を受けた犠牲者の国籍が原告適格性の判断に不要とされる可能性も出てきた。

2 ICJにおける原告適格基準の変遷に伴う影響

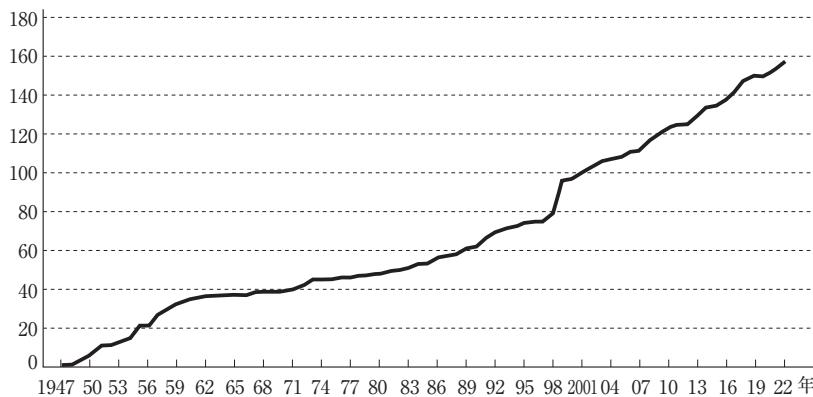
このような原告適格基準の変遷に伴う影響として、諸国の考え方や行動を若干ながら推察していく。まず、訴追又は引渡し義務事件は判決の影響を受けて、訴訟目的であつた元チャド共和国大統領Hissène Habréを裁く特別法廷ができる、被告である「セネガルの方針に直ちに影響を与えたことが実証された」と言われている。つまり、原告であつたセネガルが敗訴後、紛争解決に協力的であつたことが窺える。一方で、南極海捕鯨事件および核軍縮交渉義務事件はともに、被告である日本とインド・パキスタンの強制管轄受諾宣言を狭める結果となり、ICJにおける原告適格基準の

緩和に対する反発を示したようにも窺える。残る係属中の事件に関しては、判決を踏まえた諸国の考え方や行動を窺うこととはできないが、その事件を I C J へと付託するに至った考えが、それまでの I C J における判断に多少なりとも影響されたものとして捉えることはできるのではないだろうか。例えば酒井啓亘は、ジエノサイドの主張事件における原告のウクライナに関して、「国際社会の一般利益に即した法的議論を提起して I C J の判断に影響を与える」という結果として「ロシアに対する自国の法的優位を国際社会に示すことになった」と論じている。⁽⁴⁴⁾ このように、原告のウクライナが「I C J の権威によるその判断の政治的効果に期待」して、本件の付託に至ったのは、I C J の原告適格基準が緩和したことによる影響であると考えてもおかしくはない。

以上に示した質的な影響に加えて、量的にも原告適格基準の変遷に伴う影響をみていく。⁽⁴⁵⁾ 周知の通り、国際紛争を解決する手段は、I C J 以外にもたくさんあることが、国連憲章第三十三条からも分かる。⁽⁴⁶⁾ それぞれがどの程度利用されているかを数値化することは難しいが、I C J に付託された事件数をみることはできるため、その累積の仕方から、諸国が I C J という選択肢に対してもどの程度積極的ないしは消極的になつていているかを読み取ることはできるのではないか。加えて、その選択肢を他国に提示された際に、強制的に裁判管轄が認められるようになる強制管轄受諾宣言をしている国数の増減もまた、I C J に対する諸国の信頼度を多少は表しているのではないだろうか。そこまでまでは、I C J に付託された事件数の推移（図1）を確認する。⁽⁴⁷⁾

グラフの全体を俯瞰すると緩やかに事件が積み重なっているだけだが、特定の範囲における事件付託数の平均をみていくと、影響が少し見えてくる。二〇一二年以降、つまり訴追又は引渡義務事件以降の事件付託数の平均は毎年二・九一件に対して、全体の平均は二・〇七件であり、外れ値である一九九九年の事件付託数を除くと全体の平均は一・八七件である。また、二〇一一年までの平均は一・九二件であり、外れ値である一九九九年の事件付託数を除くと、二〇一一年までの平均は一・六九件である。つまり、訴追又は引渡義務事件以降、I C J に付託された事件数の

図1 ICJにおける付託事件数（累計）の推移

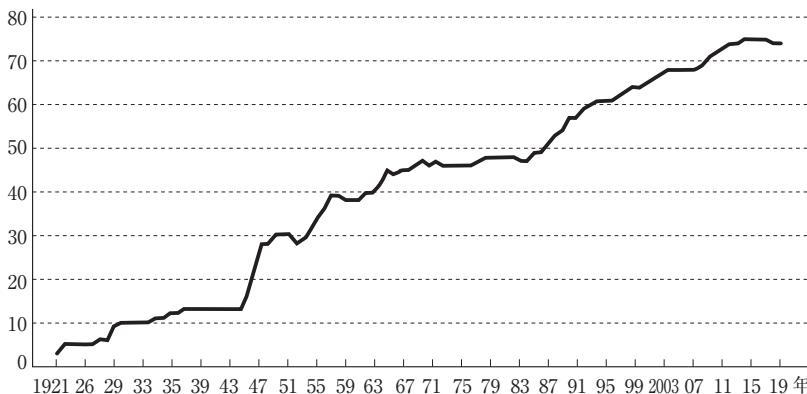


平均は緩やかに増えており、二〇一一年までと、二〇一二年以降を比較すると、約一・五二倍（外れ値である一九九九年の事件付託数を除くと約一・七二倍）となっている。このことから、諸国はICJという選択肢をとることに、訴追又は引渡義務事件以前よりも、それ以降の方が多少積極的になっている可能性が窺える。

統いて、強制管轄受諾宣言をしている国数の推移（図2）を確認する。⁽¹³⁾なお、先述した日本とインド・パキスタンのよう、留保により強制管轄受諾宣言を狭めることや、そもそも強制管轄受諾宣言をした際に留保を付しておくケースもあるが、その狭め方の幅を数値化する場合、恣意的な判断が介在してしまう恐れがあるため、本論文では強制管轄受諾宣言を付しているか付していないかでのみ区別する。

強制管轄受諾宣言をしている国は、概ね常に増加傾向にあり、一度宣言をした後に撤回をした国は、過去に一三か国のみである。うち一か国の撤回は、訴追又は引渡義務事件以降で、同時期に四か国が追加の宣言を付している。確かに、全体数でみれば、現状七四か国と国際社会全体でみるとマジョリティではない。⁽¹⁴⁾しかし、減少傾向に転じている兆候がみられるわけでもないので、少なくともICJにおける原告適格基準の緩和が、ICJに対する諸国の信頼度に対して消極的な影響を及ぼしている様子は窺えない。河野真理子は、「多くの主権国家は、国際裁判所

図2 ICJにおける強制管轄受諾宣言をしている国数（累計）の推移
(PCIJ時代からの継続を含む)



が無条件の義務的管轄権を有することに否定的で（中略）国際裁判の発展の歴史は、国際裁判という紛争解決手段の選択の奨励と、その義務的管轄権の強化への努力の歴史である⁽¹⁵⁾と論じていたが、原告適格基準が緩やかになつてもICJの義務的管轄権が弱体化していないことも努力の歴史を成すだろう。

（二）ICJのあるべき姿

1 ICJが担う役割

第一節では、ICJにおける原告適格基準の変遷に関してまとめていき、それが諸国の考え方や行動に対してもどのように影響したかを若干ながら考察した。最後に本節では、ICJのあるべき姿について検討する。

ICJの役割とはそもそも何なのだろうか。小田滋元ICJ判事は、ICJの役割に関して「ICJの事件は法的論点には対立するものの、本質的には友好な関係にある当事国同士の善意に満ちた合意提訴が究極のもの」と論じている。しかし現在のICJは、そのような元來の役割である紛争解決機関としての役割に加えて、履行確保機関としての役割を新たに担つてきていることが指摘されている⁽¹⁶⁾。実際に、第三章第一節第2項で確認した、ジエノサイドの主張事件におけるウクラ

イナのICJ利用に関しては、そこまでICJによる紛争解決を期待しているように思われない。むしろ、先述したような政治的効果に期待して、被告であるロシアの行動を抑制する、言い換えれば国際法規の履行を確保したが、ICJを利用した目的のよう窺える。

以上のようなICJにおける機能の拡大は、国際法の遵守を促進させる上で、肯定的に捉えられる。それは、国際法規の中に明文の履行確保措置を設けている場合もあれども、それがなくともICJが履行確保機関として機能すれば、より広範に国際法の遵守を確保することが可能となるからである。しかし、このような機能拡大の濃淡次第では逆効果となることも想定される。この逆効果は、第三章第一節第2項で確認したような付託事件数や強制管轄受諾宣言国数が如実に減少する形であらわれ、ひいては序章で懸念を示したICJ離れを引き起こしうる。このような逆効果を回避し、ICJに対する広範な信頼や権威性を維持ないしは強化するためにも、広範な支持を得られる、適切な原告適格基準がICJには求められるだろう。

2 ICJにおいて望まれる原告適格基準

ICJに対する信頼や権威性を維持するための理想的な原告適格基準は、訴追又は引渡義務事件以降の基準で良いが、よりICJに対する信頼や権威性を拡大するためには南西アフリカ事件段階の原告適格基準に戻すべきであると考える。訴追又は引渡義務事件以降にみられた原告適格基準の緩和は、第三章第一節第2項でみたように、そこまでの消極的な影響を生んでいない。そのため、訴追又は引渡義務事件以降の緩和された原告適格基準でも、ICJに対する信頼や権威性をある程度維持することはできると考える。しかし、強制管轄受諾宣言国数の少なさをはじめ、まだICJに対する信頼や権威性には伸びしろがあり、それを拡大するためには、より説得力のある原告適格基準が求められると考える。

確かに、南西アフリカ事件判決は国際社会から非難を浴びたことが指摘されている。⁽⁵⁹⁾しかし、それは第一段階判決

との結果が変わったことや、I C Jにおける初めての共通利益に基づく客観訴訟に對しての期待があつたことによるものだと考えられる。そのため、訴追又は引渡義務事件以降の積極的な原告適格の認定をしてきた現在のI C Jとは、国際社会から評価を受けるまでの前提条件が大きく異なる。むしろ、多少雑で曖昧な、現在の原告適格に関する判断は、I C Jに肯定的な影響をもたらしえないと考える。そのため、以下の二点を改善し、南西アフリカ事件判決における原告適格基準に戻すべきであると主張する。

第一に、I C Jは義務違反が訴えられている個別の条文を丁寧に精査するべきである。これは、すべての条約におけるすべての条文に締約国間対世的義務があるとは到底考えられないからである。訴追又は引渡義務事件以降、個別の条文に関する検討が雑であることは、第二章および第三章第一節第1項の中で確認した。特に「関連する条文の解釈に基づく利益の明確化（中略）から裁判所は論理構造を明確化・自覚化すること」^{〔註〕}が求められており、個別の義務履行が個別の利益を生んでいることを念頭に置く必要がある。第二に、判決を出す必要性に依るべきではない。これは、ある種I C Jが諸国の顔色を窺っているようなもので、法的安定性とはかけ離れた司法判断となるからである。必要性がI C Jの論旨に含まれていた事件として、訴追又は引渡義務事件とロヒンギヤ族ジエノサイド条約適用事件を、第二章および第三章第一節第1項でみた。また、必要性がなくとも、先述した第一の改善点を踏まえていれば、締約国間対世的義務の認定だけで原告適格を認めることは可能なはずである。

以上の修正を加えた上で、先行研究における分析を第三章第一節第1項でも批判したように、「主題となる国際法規」が共通利益を認めているかについての検討は、南西アフリカ事件から現在まで変わらずに続けられており、この原告適格基準は維持されるべきだと考える。それは、この基準の有無が、民衆訴訟にあたる客観訴訟か民衆訴訟にあたらない客観訴訟かを分ける基準だと考えられるからである。なお、表1でも確認できるように、「主題となる国際法規」が共通利益を認めていれば、直接の被害は不要であると考える。

結びにかえて

以上の議論を振り返り、ICJにおける原告適格基準はどのように変遷していき、その変遷によってどのような影響があつたかを踏まえて、最終的にはどのような原告適格基準がICJに対する信頼や権威性の維持ないしは強化にとつて望ましいかを結論づける。

まず、第一章では本論文のキーワードとなる原告適格という概念と、それを取り巻く概念についての捉えられ方を確認した。そこでは、先決的抗弁における三類型のうち、原告適格のハードルは受理可能性の抗弁にあたり、国際法における原告適格という概念については、「国際法違反に伴う責任を問うために、原告となる国が、自国と主題となる国際法規との間に十分な関連性をもつた上で、被告となる国を訴える資格」であると定義づけた。また訴訟の類型には、共通利益に基づく客観訴訟と、個別的利益に基づく主観訴訟があり、客観訴訟には民衆訴訟にあたるものと、民衆訴訟にあたらないものがあることを確認した。そして民衆訴訟は、一般的に原告適格が認められない訴訟だと理解した。続く第二章では、第一章で確認した概念を踏まえて、そのような概念が表出した事件を概観した。先行研究では、客観訴訟をめぐつて原告適格性が争点となつている事件のターニングポイントとして、訴追又は引渡義務事件が取り上げられてきているため、それを境と捉えて、前後の事件を確認した。そして、訴追又は引渡義務事件以前の事件としては、南西アフリカ事件とバルセロナ・トラクション事件、そして訴追又は引渡義務事件以降の事件としては南極海捕鯨事件・核軍縮交渉義務事件・ロビンギヤ族ジエノサイド条約適用事件・ジエノサイドの主張事件について検討した。そして最後に第三章では、第二章において概観した七つの事件を踏まえて、ICJのあるべき姿を論じた。そもそも先行研究で指摘されているような、ICJにおける根本的な原告適格基準に関する転換はなく、むしろ

①「主題となる国際法規」全体の検討以上に個別具体的な条項に関する検討をしなくなつた点と、②原告適格を認め
る必要性に依拠するようになつた点において、原告適格基準が緩和していることを指摘した。一方で諸国の考え方や行
動から、ICJにおける原告適格基準の緩和が、ICJに対する信頼や権威性に消極的な影響を及ぼしていないこと
も考察した。しかし、先述した原告適格基準における二点の緩和を改善して、南西アフリカ事件当時の原告適格基準
に戻すことで、ICJに対する信頼や権威性を強化できる可能性があることも提言した。

以上を踏まえて、諸国はICJに何を期待し、どのようにICJと関わっていくべきかを、慎重に判断しなければ
ならないと考える。なぜなら、ICJに対する信頼や権威性は、国際法に対する諸国からの「信任投票」を表してお
り、⁽¹⁶⁾ ICJの権威次第で国際法の権威が左右されるからである。最後に、国連国際法委員会の前委員であるJuan
Manuel Gómez-Robledo Verduzcoの言葉を引用して締めくくりとする。

ある時、外交が失敗し、再び武器に頼るとき、国際法が国家間において最後に使いうる言語であることに変わり
はない。したがつて私たちは、国際連合の目的と原則を達成するための裁判所の力、とりわけ国際司法裁判所の
力を決して過小評価してはならない。⁽¹⁷⁾

国際司法裁判所に対する諸国からの広範な信頼や権威性が、維持ないしは強化する」とに基礎づけられて、国際法が
いつまでも最後の手段として国際社会に残り続けることを切に願う。

- (1) *Charter of the United Nations*, 24 October 1945, I UNTS XVI, Art. 93. 1.
- (2) *Statute of the International Court of Justice*, 18 April 1946, 33 UNTS 993, Art. 36. 1.
- (3) Rosalyn Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use It* (Clarendon Press, 1994), p. 187.
- (4) 石塚智佐「I.C.J.判決の解釈請求における新傾向—アーリ・ラウト寺院事件を素材として—」『城西国際大学紀要』第1111卷第一号・経営情報学部(110-15年)613頁。
- (5) 石塚智佐「多数国間条約の裁判条項によるI.C.J.国際司法裁判所の管轄権—裁判所の司法政策と当事国の訴訟戦略の連関に着目して—」『一橋法学』第一一卷第一号(110-11年)315-317頁。
- (6) 同上、318-319頁。
- (7) 小田滋「国際司法裁判所判事二期」「七年の任期を終えて」『国際法外交雑誌』第一〇四卷第一号(110-11年)四頁。
- (8) Shabtai Rosenne, *The Law and Practice of the International Court 1920-2005*, Fourth Edition (Martinus Nijhoff Publishers Leiden/Boston, 2006), p. 884. Géza Herzegh, "Les Exceptions Préliminaires à la Lumière de la Jurisprudence de la Cour Internationale de Justice (1994-2000)", in L.C. Vohrah et al. (eds.), *Man's Inhumanity to Man* (Kluwer Law International, 2003), p. 420.
- (9) 石塚「前掲論文」(注(5)) 318-319頁。
- (10) 小田「前掲論文」(注(7)) 五頁。
- (11) 同上、五頁。
- (12) 同上、五頁。
- (13) 石塚「前掲論文」(注(4)) 611頁。
- (14) 石塚智佐「国際司法裁判所における原告適格拡大の論理構造」『世界法年報』第一一五号(110-16年)75頁。なお、民衆訴訟については第一章第三節にて説明する。
- (15) 石塚「前掲論文」(注(4)) 611頁。
- (16) I.C.J.における原告適格性の判断が変化したことを指摘している主要な先行研究として、石塚智佐「前掲論文」(注(14))、今岡奏帆「条約上の共通利益侵害に基づくI.C.J.訴訟の焦点」『国際関係論研究』第一一三号(110-18年)、玉田大「国際裁判における客觀訴訟論」『国際法外交雑誌』第一一六卷第一号(110-17年)、Ahmadov Farid, *The Right of Actio Popularis*

- Before the International Courts and Tribunals (BRILL, 2018)’ Priya Urs, “Obligations erga omnes and the question of standing before the International Court of Justice”, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 34 (2021) なんが挙げられる。なお、本論文は「先行研究」と言及するものばかりの研究のことを指す。
- (17) *Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment, I.C.J. Reports 2012*, p. 422. (以下、*Prosecute or Extradite*) なお、事件の詳細やターーへケポイントたる所以に、(17)は、第一章にて説明する。
- (18) 小松一郎「実践国際法」第三版（信山社、一〇一一年）二八四頁。
- (19) 石塚智佑「国際司法裁判所の管轄権審理手続—実行と裁判所規則改正の交錯—」『一橋法学』第一二一卷第一号（一〇一一年）一九七頁。
- (20) 受理許容性と呼称するものもあるが（小松「前掲書」（注(18)）二八四頁など）、(17)は受理可能性に統一して進める。
- (21) *Rules of Court*, 1 July 1978, Art. 79. 1.
- (22) *Ibid.*, Art. 79 bis. 1.
- (23) 李徳之「安全保障条項に基づく抗弁の訴訟法上の位置」『岡山大学法学会雑誌』第七〇巻第三・四号（一〇一一年）二八六頁。
- (24) 中島啓「先決的抗弁の分類—カラグア事件（管轄権・受理可能性）」森川幸一・兼原敦子・酒井啓亘・西村（編）『国際法判例百選』第三版・別冊 Jurist No. 253（有斐閣、一〇一一年）一九一頁。
- (25) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、一九九六年）二二五頁。
- (26) Hugh Thirlway, “Preliminary Objections”, in Rüdiger Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. VIII (Oxford University Press, 2012), p. 406.
- (27) International Court of Justice, “How the Court Works”, last access date 15th Mar 2023. <https://www.ici-cij.org/en/how-the-court-works>.
- (28) 杉原『前掲書』（注(25)）二一四頁。
- (29) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 1984*, p. 392, p. 429, para. 84.
- (30) James Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law*, Ninth Edition (Oxford University Press, 2019), p. 667.

- (31) Sir Gerald Fitzmaurice, *The Law and Procedure of the International Court of Justice*, vol. II (Cambridge U.P. 1993), p. 438.
- (32) *Ibid.*, p. 438-439.
- (33) Shabtai Rosenne, "Capacity to Litigate in the International Court of Justice: Reflections on Yugoslavia in the Court", *British Yearbook of International Law*, Vol. 80, Iss. 1 (2009), p. 241. 岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会 110-110年)六四九-六五
1頁。
- (34) *Statute of the International Court of Justice*, 18 April 1946, 33 UNTS 993, Art. 36, 1.
- (35) *Ibid.*, Art. 34, 1. 一方の当事者になつたがどうなる国際組織でも、勧告的意見を要請するにさしかかる(Ibid., Art. 65, 1.)。本論文では、国のみに限定されず、他の裁判手続だけに着目しているため、他の主体の当事者になつたがどうなる人の管轄のベースにおける内容が変わる勧告的意見に関する詳細は割愛する。
- (36) *Ibid.*, Art. 36, 2.
- (37) *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Preliminary Objection, Judgment, I.C.J. Reports 1996*, p. 803.
- (38) 具体的には、原告が国際法違反として主張する行為や措置が訴訟提起後に終了・撤廃されたらしく伴へ、論證目的の要件の消滅(mootness)の法理がいれに含まれる。 *Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998*, p. 9, p. 26-27, para. 47 から理解される。たゞ、Crawford, *supra* note 30, p. 667. Gozie Ogbodo "An Overview of the Challenges Facing the International Court of Justice in the 21st Century," *Annual Survey of International & Comparative Law*, Vol. 18, Iss. 1, Art. 7 (2012), p. 98. 小松「前掲書」(注(2)) 118-119頁。岩沢「前掲書」(注(33))六五1頁。 1)の要素や、受理可能性についての抗弁として扱うべきか、いかんかが分かれる。各抗弁の分類が曖昧であることが分かる。
- (39) Malcolm N. Shaw, *Rosenne's Law and Practice of the International Court 1920-2015: Volume II. Jurisdiction* (Leiden: Boston: Brill Nijhoff, 2016), p. 854.
- (40) 参考にしたるところ、Crawford, *supra* note 30, p. 667/671-675. Ogbodo, *supra* note 38, p. 98. 岩沢「前掲書」(注(33))六五1-165頁。小松「前掲書」(注(2)) 118-119頁。玉田大「先決的抗弁の分類——カラクリア事件(管轄権・受理可能性)」小寺彰・森川幸一・西村卯(編)『国際法判例百選』第二版・別冊 Jurist No. 204 (有斐閣 110-111年) 1-187頁。
- (41) Crawford・岩沢・玉田の「名前」が記載。 *Nuclear Tests (New Zealand v. France), Judgment, I.C.J. Reports 1974*, p. 457.

- (43) Ogbodo・岩沢・玉田の三名が言及。 *South West Africa, Second Phase (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Judgment, I.C.J. Reports 1966*, p. 6. (以下、*South West Africa*)
- (44) Crawford・Ogbodo・岩沢・玉田の四名が言及。 *Case of the monetary gold removed from Rome in 1943 (Preliminary Question), Judgement, of June 15th, 1954*, p. 19. (*East Timor (Portugal v. Australia), Judgment, I.C.J. Reports 1995*, p. 90.)
- (45) なお、先述した参考文献の中で、複数の文献にまたがって例示されたが、なかつたものとして、消滅時効／請求権の放棄／クリーンハンド原則 (Crawford)・二重訴訟禁止原則／手続濫用 (岩沢)・外交交渉の前置不足 (小松)などが挙げられる。このよくな、例示してある内容の差異からも、受理可能性についての抗弁がもつ曖昧性を窺へりうがである。
- (46) 主要なもののとして、外交的保護権における、継続的国籍と国内救済完了の要件が挙げられ、Crawford・Ogbodo・岩沢・小松・玉田の五名が言及。 *Articles on Diplomatic Protection*, 2006, Art. 5 / Art. 14.
- (47) なお、原告適格には多様な呼称がある。具体的には、当事者適格・提訴適格・主張適格・訴えの利益・standing・standing before the court・standing relative to the merits of the case・locus standi・locus standi in judicio・jus letitiae personae standi in judicio・jus standi・capacity・quality・qualification・access to court・entitled to bring a claim・entitled to appear before the court・entitled to be a party before the court・the court shall be open to・jurisdiction or competence ratione personae・qualité pour agirなどと書かれ。これらは、使用者側が使う分からうの意図があるかも知れないが、この繩からうは広く共有されているわけではなく、単なる地域性に伴う使い分けも含まれるので、本論文では概ね同一のふれいふで捉え、原告適格といふ呼称に統一する。これらの多様な用語は、以下を参照。玉田大「前掲論文」(注(16))五一頁。Christian Tams, *Enforcing Obligations Erga Omnes in International Law* (Cambridge University Press, 2005), p. 26. ただし、呼称の地域性に觸れ、云々を参照。Ershadul Bari・Ehteshamul Bari, "Liberalization of the Traditional Rule of Locus Standi in the United Kingdom and Malaysia: A Comparative Study", *Journal of Malaysian and Comparative Law*, vol. 39 (2012), p. 24.
- (48) Bari, *supra* note 47, p. 24.
- (49) James LJ in the case *In Re v Sidebotham* (1880) (14 Ch D 458, [1874-80] All ER 588).

- (50) 三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第三版（有斐閣、1101八年）1175頁。
- (51) 行政事件訴訟法（昭和三七年法律第一三九号）第九条第一項。
- (52) 高橋滋『行政法』第二版（弘文堂、1101八年）1141—1141頁。
- (53) 同右、1141頁。
- (54) Tams, *supra* note 47, p. 26.
- (55) Mariko Kawano, "Standing of a State in the Contentious Proceedings of the International Court of Justice-Judicial Procedure on the Basis of the Consent of the Parties and the Development of International Legal Rules to Protect the Common Interests of the International Community as a Whole or as Established by a Treaty.", *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 55 (2012), p. 209.
- (56) Farid, *supra* note 16, p. 24.
- (57) Jean Salmon, *Dictionnaire de droit international public* (Bruylants, Bruxelles, 2001), p. 673.
- (58) International Law Commission, *Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts*, November 2001, Supplement No. 10 (A/56/10), chp.IV.E.1.
- (59) *Ibid.*, Art. 42.
- (60) *Ibid.*, Art. 42.
- (61) *Ibid.*, Art. 48. 1.
- (62) *South West Africa*, p. 47, para. 88.
- (63) Salmon, *supra* note 57, p. 37.
- (64) 石塚「海賊譜文」(注(4)) 14頁。
- (65) *South West Africa*, p. 47, para. 88.
- (66) 玉田「海賊譜文」(注(16)) 14頁。
- (67) 玉田「海賊譜文」(注(16)) 14頁。
- (68) Samantha Besson, *Community Interests in International Law: Whose Interests Are They and How Should We Best Identify Them?* (Oxford University Press, 2018), p. 38.

- (69) 兼原敦子「国家責任法における『一般利益』概念適用の限界」『国際法外交雑誌』第九四巻第四号（一九九五年）三〇頁。
- (70) 兼原敦子は、(i)で一般利益の説明をしているが、共通利益と一般利益は表記揺れであり、(ii)では共通利益と同義として扱う。他にも、全体利益という表現があるが、これも同じものとして考える。ただし、国際公益・人類益・地球益などの表現は同じように用いられることがあれども、利益を享受する主体が限定されているため、(ii)では同列に扱わない。これらの多様な表現については、大谷良雄「国際社会の共通利益概念について—試論」大谷良雄（編）『共通利益概念と国際法』（国際書院、一九九三年）九頁を参照されたい。
- (71) 個別利益は「ナショナル・インタレスト」にも言い換えられる。同右、九頁。
- (72) 同右、一〇頁。
- (73) *Statute of the International Court of Justice*, 18 April 1946, 33 UNTS 993, Art. 34. 1.
- (74) 佐藤一義「条約法における強行規範概念の象徴性—条約法第五三条および『対世的義務 (obligations erga omnes)』との関連で—」『名城法学』第六六巻第一・二号（一〇一六年）五〇一頁。
- (75) 当事国間対世的義務と呼称するものもあるが（水島朋則「拷問禁止条約における当事国間対世的義務と普遍管轄権について—訴追するか引き渡すかの義務事件（ベルギー対セネガル）を素材として」『法政論集』第一一五五号（一〇一四年）六八）、(i)では呼称を締約国間対世的義務に統一する。
- (76) 原告適格に関する研究では、ウインブルトン号事件（*S.S. Wimbleton (U.K. v. Japan)*, 1923 P.C.I.J. (ser. A) No. 1 (Aug. 17)）をどうかのぼるものが散見されるが、これは一〇一の前章として知られる常設国際司法裁判所（PCIJ）の時代における判決であるため、(i)では割愛する。Kawano, *supra* note 55, p. 221-223、兼原「前掲論文」（注(69)）一一一九頁などを。
- (77) *South West Africa*.
- (78) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgium v. Spain)*, Judgment, I.C.J. Reports 1970, p. 3, (2)「Barcelona Traction」
- (79) *Prosecute or Extradite*.
- (80) *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan: New Zealand intervening)*, Judgment, I.C.J. Reports 2014, p. 226. (2)「Whaling in the Antarctic」
- (81) *Obligation concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands*

- v. Pakistan), *Jurisdiction and Admissibility Judgment, I.C.J. Reports 2016*, p. 552. (訳)「Nuclear Disarmament」
- (83) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar), Preliminary Objections, Judgment, 22nd Jul 2022.* (訳)「Application of Genocide」 など、「シノサイズ条約適用事件」と呼称される事件が他にも複数存在するため、本文論文では、公式の事件名にはない用語（ロビンギヤ族）を加えた「ロビンギヤ族ジエノサイズ条約適用事件」と呼称する（以下、誤解が生じなことを防ぐため）。
- (83) *Allegations of Genocide Under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Request for the Indication of Provisional Measures, Order, 16th Mar 2022.* (訳)「Allegations of Genocide」
- (84) *Mandate for South West Africa*. 17 December 1920.
- (85) *Statute of the International Court of Justice*. 18 April 1946, 33 UNTS 993.
- (86) League of Nations. *Covenant of the League of Nations*. 28 April 1919.
- (87) *South West Africa*. p. 14-16 / p. 17, para. 1-2 / p. 51, para. 100.
- (88) *Ibid.*, p. 9-11.
- (89) *Ibid.*, p. 47, para. 88. 河野真理子「原告適格—南西アフリカ事件」森川幸一・兼原敦子・酒井啓亘・西村弓（編）『国際法判例叢書』第三版・別冊 Jurist No. 253（有斐閣、110111年）110五頁。
- (90) *South West Africa*, p. 29, para. 33.
- (91) *Ibid.*, p. 23-24, para. 18.
- (92) 今岡奏帆「前掲論文」（注(16)）110頁。
- (93) *Barcelona Traction*, p. 32, para. 28.
- (94) 今岡奏帆「前掲論文」（注(16)）110頁。
- (95) *Barcelona Traction*, p. 33, para. 33.
- (96) 今岡奏帆「前掲論文」（注(16)）110頁。
- (97) *Barcelona Traction*, p. 48, para. 91.
- (98) Urs, *supra* note 16, p. 524注110。
- (99) 井田「前掲論文」（注(16)）110頁。

- (100) 今岡「前掲論文」（注(16)）111頁。
- (101) 同右、111頁。
- (102) UN General Assembly, *Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, 10 December 1984, UNTS, vol. 1465, p. 85.
- (103) *Prosecute or Extradite*, p. 426-427, para.1 / p. 429-431, para. 14.
- (104) *Ibid.*, p. 449, para. 67.
- (105) *Ibid.*, p. 449, para. 68.
- (106) *Ibid.*, p. 449, para. 68.
- (107) *Ibid.*, p. 450, para. 69.
- (108) 玉田「前掲論文」（注(16)）111頁。
- (109) 今岡「前掲論文」（注(16)）111頁。
- (110) *South West Africa*, p. 23-24, para. 18.
- (111) 今岡「前掲論文」（注(16)）111頁。
- (112) 水島「前掲論文」（注(75)）六九八頁。
- (113) *International Convention for the Regulation of Whaling*, 2 December 1946, 161 UNTS 72.
- (114) *Whaling in the Antarctic*, p. 234, para. 1 / p. 238, para. 24. 今岡「前掲論文」（注(16)）111頁。
- 18 April 1946, 33 UNTS 993, Art. 63. 2. 今岡「前掲論文」（注(16)）111頁。
- (115) 今岡「前掲論文」（注(16)）111頁。
- (116) 同右、111頁。
- (117) 石塚「前掲論文」（注(14)）七八頁。
- (118) 同右、七四頁。
- (119) 同右、七五頁。
- (120) *Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons*, 1 July 1968, 729 UNTS 161, Art. 6.
- (121) *Nuclear Disarmament*, p. 555-558, para. 1, 6, 11.

- (22) *Ibid.*, p. 562, para. 21.
- (23) Urs, *supra* note 16, p. 514.
- (24) *Nuclear Disarmament*, p. 563, para. 22.
- (25) 石塚「前掲論文」(注(14)) 七八頁。
- (26) UN General Assembly, *Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide*, 9 December 1948, UNTS, vol. 78, p. 277.
- (27) *Application of Genocide*, p. 7, para. 12 / p. 8, para. 10.
- (28) *Ibid.*, p. 16, para 32 / p. 38, para. 115.
- (29) *Ibid.*, p. 32-34, para. 93-99.
- (30) International Law Commission, *Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts*, November 2001, Supplement No. 10 (A/56/10), chp.IV.E.1, Art 44 (a).
- (31) *Ibid.*, p. 34-35, para. 100-105.
- (32) *Ibid.*, p. 35-38, para. 106-114.
- (33) *Ibid.*, p. 36, para. 108.
- (34) *Allegations of Genocide*, p. 2, para. 1-3.
- (35) *Ibid.*, p. 6-7, para. 24-25. 石塚「前掲書」(注(33)) 六五七頁。
- (36) *Ibid.*, p. 18, para. 85.
- (37) *Ibid.*, p. 10-11, para. 44.
- (38) *Ibid.*, p. 11, para. 45.
- (39) Markus Benzing, "Community Interests in the Procedure of International Courts and Tribunals", *The Law and Practice of International Courts and Tribunals*, Vol. 5 (2006), p. 376.
- (40) 表は筆者作成。事件名における「事件」は省略、「幾年」の表記は判決年を指す。
- (41) 石塚「前掲論文」(注(14)) 七八頁。
- (42) 酒井啓亘「進行中の武力紛争と国際司法裁判所—ロシア・ウクライナ紛争にみる国際司法裁判の役割と限界」『国際問題』

- No. 710 (110111年) 三七頁。
- (143) 篠原梓「訴追または引渡し義務を巡る問題に関する事件」横田洋二・東壽太郎・森喜憲（編）『国際司法裁判所 判決と意見・第五巻 (110111-16年)』（国際書院）11018年) 1151頁。
- (144) UNTC, "4. Declarations recognizing as compulsory the jurisdiction of the International Court of Justice under", *Chapter I Charter of the United Nations and Statute of the International Court of Justice under Article 36, paragraph 2, of the Statute of the Court*, (2022), last access date: 15th Mar 2023. https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsg_no=1&chapter=1&clang=en#EndDec。
- (145) 酒井「前掲論文」(注(14)) 四〇頁。
- (146) 同右、119頁。
- (147) 同右、116頁。
- (148) 図1・2は筆者作成。
- (149) *Charter of the United Nations*, 24 October 1945, I UNTS XVI, Art. 33.
- (150) International Court of Justice, "List of All Cases", (2022), last access date: 15th Mar 2023. <https://www.icj-cij.org/en/list-of-all-cases>.
- (151) 小数点第3位以下を四捨五入。
- (152) 複数国に対する同名の事件 (Legality of Use of Force) が多かった年もある、その年のべねに1件が扱われた計17件のべね、計10件は同名のものである。一方で、他の年は1件が扱われた事件数は、すべて10件から7件に取まつて28。
- (153) UNTC, *supra* note 144. https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsg_no=14&chapter=1&clang=en#EndDec。
- (154) 国連加盟国は現在一九三か国。UNTC, "1. Charter of the United Nations", *Chapter I Charter of the United Nations and Statute of the International Court of Justice*, (2022), last access date: 15th Mar 2023.
- (155) 河野真理子「国際裁判と国際紛争の解決」一般社団法人平和政策研究所 (110110年) 最終閲覧日：110111年11月15日。 <https://ippjanan.org/archives/blog/145>。
- (156) 小田「前掲論文」(注(7)) 六頁。

- (157) 森肇志「国際法における法の実現手法」佐伯仁志（責任編集）『法の実現手段（岩波講座 現代法の動態2）』（岩波書店、二〇一四年）二七九頁。玉田大「紛争解決と履行確保—条約の実現手段」『法学教室』No. 441（二〇一七年）一〇三頁。
- (158) もちろん、国際社会からそもそもその紛争が減っていく」とで、付託事件数が減ることや、ICJの必要性が何らかの肯定的な理由でなくなつて、強制管轄受諾宣言国数が減ることはあり得なくもないが、残念ながら現在の国際社会でそのような期待は膨らみそうもない。

(159) 今岡「前掲論文」（注(16)）八頁。

(160) 石塚「前掲論文」（注(14)）七九頁。

(161) Higgins, *supra* note 3, p. 190.

(162) Juan Manuel Gómez-Robledo Verduzco, "The International Court of Justice: A Bright Light in Dark Times," *Just Security* (2022), last access date: 15th Mar 2023. <https://www.justsecurity.org/83723/the-international-court-of-justice-a-bright-light-in-dark-times/>.

森 大翔（もり ひろし）
所 属 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程二年
専攻領域 國際法